

「成長産業マッチング支援事業（障がい者）」の委託に関する企画提案募集要領

宮崎県（以下「県」という。）が実施する「成長産業マッチング支援事業（障がい者）」（以下「本事業」という。）に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

1 事業の目的

成長産業4分野（フードビジネス、医療機器、輸送機器、木材・バイオマス）に関連する企業への就職を目指す求職者等（障がい者）を対象として、企業見学会（バスツアー）を実施することにより、人材を求める成長産業4分野に関連する企業とのマッチング機会を提供し、企業側の求める人材像や経営理念等について求職者と企業側との共通理解を深めることで、関連企業への就職・マッチングを支援する。

2 事業の概要

別紙「成長産業マッチング支援事業（障がい者）仕様書」のとおり。

3 委託期間

契約締結の日から平成31年3月31日

4 委託契約額の上限

1,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画書等の提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 企画書等の提出時点において、県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始するこ

とを誓約した者であること。

(6) 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(7) 事業を実施する主体の構成員等の役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

6 企画提案書等の提出

別紙「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「提案書等」という。）を、次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限

ア 持参する場合

平成30年10月18日（木）午後5時までに下記担当課に提出すること。

イ 郵送する場合

郵送用封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、平成30年10月18日（木）までに下記提出先に到達するように送付すること。

(2) 提出先

〒880-8501

宮崎市橋通東2丁目10番1号 県庁8号館3階

宮崎県商工観光労働部 雇用労働政策課 雇用対策担当 杉尾

(3) 留意事項

ア 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

イ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

ウ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。

エ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

オ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

7 審査の実施

(1) 審査

審査は、提出された提案書等について行い、下記の点を総合的に勘案して、契約の相手方を決定するものとする。

- ・ 本事業の実施に必要な組織運営体制

- ・ 本事業に類似した業務実績の有無
- ・ 企画提案内容
- ・ 見積金額（費用積算内訳）

(2) 審査結果通知

審査の結果は、全ての提案者に対し文書で通知するものとする。

8 契約の締結

(1) 契約締結の手続について

ア 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則（昭和39年3月21日規則第2号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

イ 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

(2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託費の支払いについて

精算払とする。

9 企画提案募集に関する質問の受付及び回答

(1) 本事業の内容など企画提案募集に関する質問は、質問票（別紙1）により、下記担当課宛にFAX又はメールで、平成30年10月5日（金）午後5時までに提出すること。

(2) 回答は、その都度、質問事項を提出した者にFAX又はメールにて回答するものとする。

10 説明会の実施

(1) 期日

平成30年10月1日（月） 午前10時00分から午前11時00分まで

(2) 場所

県庁8号館4階 第一会議室

(3) 参加資格

本要領中「5 参加資格要件」を満たす団体に属する者

(4) 参加申込

説明会参加申込書（別紙2）に必要事項を記入の上、下記担当課宛にFAX又はメールにより申込を行うものとする。

(5) 申込締切

平成30年9月27日（木）午後5時までに申し込むこと。

(6) 留意事項

- ・参加人数は、各団体2名までとする。
- ・説明会に参加しない場合でも、企画提案募集への参加は可能である。

11 スケジュール（予定）

平成30年	9月20日（木）	実施公告
平成30年	9月27日（木）	説明会参加申込期限
平成30年10月	1日（月）	説明会
平成30年10月	5日（金）	質問受付期限
平成30年10月18日（木）		企画書等提出期限
平成30年10月24日（水）		公募団体ヒアリング
平成30年10月29日（月）		審査結果通知

12 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 雇用対策担当（担当：杉尾）
所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館3階
電 話 0985-26-7105（直通）
FAX 0985-32-3887
E-mail koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp